

年度末・初めにおける36協定届等の届出について  
～ 郵送や電子申請をぜひご活用ください ～

36協定届等の届出につきましては、毎年、3月の年度末と4月の年度初めに集中し、労働基準監督署の受付窓口が来庁者の方で混雑いたします。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働基準監督署では、

- 職員の手洗い、うがい、マスク着用を含む咳エチケットの励行
- アルコール消毒液の設置
- 発熱等風邪症状がみられる職員の休暇取得
- 発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方のご入場をご遠慮いただく

等の対策を講じておりますが、さらなる感染拡大防止のため、36協定の届出等に際しては、郵送や電子申請をぜひご活用くださるようお願いいたします。

郵送による届出につきましては、届出内容等に問題がなければ労働基準監督署に到達した日をもって受理いたします。

また、郵送時において事業場の控えが必要な場合は、①届出書類のほか、②事業場控えの書類及び③切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒を同封していただくよう、お願いいたします。なお、返送には一定の期間を要しますので、その点につきましてご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

※参考「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」(厚生労働省ホームページ)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和3年3月  
群馬労働局労働基準部監督課